

阿賀野市条例第35号

阿賀野市子育て支援施設設置条例の一部を改正する条例

阿賀野市子育て支援施設設置条例（平成28年阿賀野市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条第1号中「昭和22年法律第164号」の次に「。以下「法」という。」を加え、同条第6号中「前号」を「前各号」に改め、同号を同条第7号とし、同号の前に次の1号を加える。

（6） 法第6条の3第23項に規定する乳児等通園支援事業

第4条の見出しを「(利用できる者)」に改め、同条に次の2項を加える。

2 前条第1号に規定する一時預かり事業の利用を希望する児童の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。

3 前条第6号に規定する乳児等通園支援事業の利用を希望する乳児又は幼児の保護者は、規則で定めるところにより、市長に申し込み、その承認を受けなければならない。この場合において、当該保護者は、あらかじめ、子ども・子育て支援法第30条の15第2項に規定する乳児等支援給付認定を受けるものとする。

第7条第1項ただし書を次のように改める。

ただし、次の各号に掲げる事業を利用する保護者は、別表に定める利用料を納付しなければならない。

（1） 第3条第1号に規定する一時預かり事業

（2） 第3条第6号に規定する乳児等通園支援事業

第7条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項ただし書の場合において、市長は、必要と認めるときは、利用料を免除することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

事業	利用料	
第3条第1号に規定する一時預かり事業	4時間まで	1時間当たり500円
	4時間を超える場合	2,000円
第3条第6号に規定する乳児等通園支援事業	1時間当たり300円	

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日か

ら施行する。

(乳児等通園支援事業の利用に関する準備行為)

2 この条例による改正後の阿賀野市子育て支援施設設置条例(以下「新条例」という。)

第4条第3項の規定による申込み及びこれに対する承認の手続その他の新条例第3条第6号の乳児等通園支援事業の利用に関し必要な行為は、この条例の施行の日前においても行なうことができる。